

○犬山市青少年問題協議会条例

昭和29年12月27日条例第48号

改正

平成12年12月25日条例第62号

平成25年3月29日条例第17号

平成25年12月26日条例第56号

犬山市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、犬山市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 青少年の健全育成に資する活動を行う者
- (6) 学識経験のある者

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会は専門の事項を調査するため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから会長が任命又は委嘱する。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に幹事及び書記若干人を置くことができる。

2 幹事及び書記は関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項に関し学識経験がある者のうちから会長が任命する。

3 幹事は協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

4 書記は庶務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第62号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成25年12月26日条例第56号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。